

議案第 79 号

飯能市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯能市手数料条例（平成 12 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 22 号及び第 24 号中「第 18 条第 16 項」を「第 18 条第 20 項」に改め、同表第 43 号中「第 18 条第 4 項」を「第 18 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市手数料条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第 2 (第 2 条関係)			別表第 2 (第 2 条関係)		
種類		金額	種類		金額
事務	名称		事務	名称	
1～2 1 省略			1～2 1 省略		
2 2 建築基	省略		2 2 建築基	省略	
準法第 7 条			準法第 7 条		
第 1 項の規			第 1 項の規		
定に基づく			定に基づく		
建築物に関			建築物に関		
する完了検			する完了検		
査の申請			査の申請		
又は同法			又は同法		
<u>第 1 8 条第</u>			<u>第 1 8 条第</u>		
<u>2 0 項</u> の規			<u>1 6 項</u> の規		
定に基づく			定に基づく		
建築物に関			建築物に関		
する完了検			する完了検		
査の通知に			査の通知に		
対する検査			対する検査		
2 3 省略			2 3 省略		
2 4 建築基	省略		2 4 建築基	省略	
準法第 8 8			準法第 8 8		
条第 1 項に			条第 1 項に		
おいて準用			おいて準用		
する同法第			する同法第		
7 条第 1 項			7 条第 1 項		
の規定に基			の規定に基		
づく工作物			づく工作物		
に関する完			に関する完		
了検査の申			了検査の申		
請又は同法			請又は同法		
第 8 8 条第			第 8 8 条第		

1項において準用する同法第18条第20項の規定に基づく工作物に関する完了検査の通知に対する検査

25～42 省略

43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（同法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合	建築基準関係規定の適合について	ア 省略 イ 建築基準法第6条第5項又は第18条第5項の構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第21号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物（建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに次の額を加算して得た額 (7)～(4) 省略
---	-----------------	---

1項において準用する同法第18条第16項の規定に基づく工作物に関する完了検査の通知に対する検査

25～42 省略

43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（同法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合	建築基準関係規定の適合について	ア 省略 イ 建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第21号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物（建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに次の額を加算して得た額 (7)～(4) 省略
---	-----------------	---

に限る。)			に限る。)		
4 4 ～ 6 7 省略			4 4 ～ 6 7 省略		

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年十月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 林 芳正

政令第三百十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和六年十一月一日とする。

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 林 芳正

第七十条第二項中「第六十五条第二項の規定による処分（第五十条の二第二項の規定による認可に係る処分に限る。）を」第六十五条第一項若しくは第二項に「あつて、当該認可宅地建物取引業者を」には、遅滞なく、当該処分の年月日及び内容（同条第一項又は第二項の規定による処分をした場合にあつては、その旨）を、当該宅地建物取引業者が国土交通大臣の免許を受けたものであるときはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、当該宅地建物取引業者が「遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に」を「当該都道府県知事に、それぞれ」に改め、同条第三項中「その旨」を「当該処分の年月日及び内容」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該処分の年月日及び内容（当該宅地建物取引業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（当該報告をした都道府県知事を除く。）に通知しなければならない。）

第七十八条の三の見出しを（都道府県知事への免許等に関する情報の提供）に改め、同条第一項中「書類の写し」を「事項及び当該各号に掲げる場合において第四条第一項の免許申請書又は第九條第一項の届出書に添付された特定書類の写し」に「送付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同条第一号中「第四条第一項の免許申請書及び同条第二項各号に掲げる書類」を「その免許を受けた宅地建物取引業者に関する第八條第二項各号に掲げる事項」に改め、同条第二号中「第九條の規定による届出」を「第九條第一項の届出書」に、「当該届出に係る書類」を「当該届出書に記載された事項（第四條第一項第五号に掲げる事項を除く。）」に改める。

第九條 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項第五号中「第五十七條の四」を「同法第五十七條の四」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「第二十七條の四第一項」を「同法第二十七條の四第一項（同法）に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「有償で」を削り、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第十条（同法第十条の五の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による届出に係るものであつて、同法第十二條第一項の規定による買い取らない旨の通知があつた日の翌日から起算して、年を経過する日までの間において当該届出をした者により譲り渡されるものであるとき。

附則（施行期日）
第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の改正規定（同条第一項中「主幹保育教諭、指導保育教諭」を削る部分を除く。）に限る。）及び第三条（教育職員免許法附則第十八項の改正規定に限る。）の規定並びに次条及び附則第八條の規定 公布の日
二 第一条（母子保健法第七條の二第一項及び第九條の二の改正規定に限る。）、第六條及び第九條の規定並びに附則第六條、第七條、第十條（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十二の項の改正規定（交付）の下に「同法第十七條の二第二項の産後ケア事業の実施」を加える部分に限る。）及び同法別表第四の四の十二の項の改正規定に限る。）及び第十四條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

三 第七條の規定並びに附則第四條、第十一條から第十三條まで、第十五條及び第十六條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
四 第一条（第二号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び附則第十條（同号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
五 第二条（第一号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和九年四月一日

（母子保健法の一部改正に伴う準備行為）
第二条 第一条の規定（前条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の母子保健法（以下この条において「新母子保健法」という。）第八條の三第一項に規定する社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、前条第四号に掲げる規定の施行の日前においても、新母子保健法第二十二條の二及び第二十二條の十四に規定する業務の実施に必要な準備行為をすることができ、

（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第三条 第四條の規定による改正後の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第五條の二及び第五條の三の規定は、令和七年度以後の年度の予算に係る国の負担（令和六年度以前の年度における事務又は事業の実施により令和七年度以後の年度に支出される国の負担及び令和六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和七年度以後の年度に支出されるもの）とされた国の負担を除く。）について適用し、令和六年度以前の年度における事務又は事業の実施により令和七年度以後の年度に支出される国の負担、令和六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和七年度以後の年度に支出すべきものとされた国の負担及び令和六年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で令和七年度以後の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

（建築基準法の一部改正に伴う経過措置）
第四条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第七條の規定による改正前の建築基準法（以下この条において「旧建築基準法」という。）第六條の二第二項（旧建築基準法第八十七條第一項、第八十七條の四又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第七條の二第二項（旧建築基準法第八十七條の四又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定を受けている者は、第七條の規定による改正後の建築基準法（以下この条において「新建築基準法」という。）第六條の二第二項（新建築基準法第八十七條第一項、第八十七條の四又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第七條の二第二項（新建築基準法第八十七條の四又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定を受けた者とみなす。

（宅地建物取引業法の一部改正に伴う経過措置）
第五条 第八條の規定による改正後の宅地建物取引業法（以下この条において「新宅地建物取引業法」という。）第十条の規定は、この法律の施行の日以後にされる宅地建物取引業法第三條第一項の免許（同条第三項の免許の更新を含む。）以下この条において同じ。）の申請又は新宅地建物取引業法第九條の規定による届出に係る宅地建物取引業者名簿等の閲覧について適用し、同日前にされた当該免許の申請又は第八條の規定による改正前の宅地建物取引業法第九條の規定による届出に係る宅地建物取引業者名簿等の閲覧については、なお従前の例による。

（公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第六条 第九條の規定による改正後の公有地の拡大の推進に関する法律第四條第二項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後にされる生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第十条（同法第十条の五の規定により読み替えて適用される場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定による届出に係る土地について適用し、同日前にされた同法第十条の規定による届出に係る土地を譲渡しようとする場合の公有地の拡大の推進に関する法律第四條第一項の規定による届出義務については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第七条 第九條の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第九條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（学校給食法の一部改正）
第九条 学校給食法（昭和十九年法律第六十号）の一部を次のように改正する。
第七條中「規定による栄養士」を「栄養士若しくは同条第三項の管理栄養士」に改める。

40 特定行政庁は、前項の規定による仮使用認定報告書の提出を受けた場合において、第三十八項第二号の規定による認定を受けた建築物が同号の国土交通大臣が定める基準に適合しないと認めるときは、国の機関の長等及び当該認定を行った第七条の二第一項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならない。

第十八条第二十三項中「は、第二十項」を「又は第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、第二十九項又は第三十二項」に、「第十七項又は第二十項」を「第二十一項、第二十三項、第二十九項又は第三十二項」に、「同項」を「第二十九項又は第三十二項」に、「これら」を「第二十一項、第二十三項、第二十九項又は第三十二項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十二項を同条第三十一項とし、同項の次に次の五項を加える。

32 第十八項及び前項の規定は、第十七項の工事が特定工程を含む場合において、第七条の二第一項の規定による指定を受けた者が当該特定工程に係る工事を終了後の工事の建築物等について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を当該工事を終了した日から四日を経過する日までに引き受けたときについては、適用しない。

33 第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、前項の規定による検査の引受けを行ったときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を証する書面を国の機関の長等に交付しなければならない。

34 第七条の二第二項の規定による指定を受けた者は、第三十二項の検査をした場合において、特定工程に係る工事の建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めたときは、国土交通省令で定めるところにより、国の機関の長等に対して当該特定工程に係る中間検査合格証を交付しなければならない。

35 第三十二項の規定による検査に係る特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

36 第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、第三十二項の検査をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、中間検査報告書を作成し、同項の検査をした工事の建築物等に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

第十八条第二十一項を同条第三十項とし、同条第二十項を同条第二十九項とし、同条第十九項中「当該工事」を「第十七項の工事」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十八項を同条第二十二項とし、同項の次に次の五項を加える。

23 第二十項の規定は、第七条の二第一項の規定による指定を受けた者が、第十七項の工事の完了の日から四日を経過する日までに、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査を引き受けた場合において、当該検査の引受けに係る工事が完了したときについては、適用しない。

24 第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、前項の規定による検査の引受けを行ったときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を証する書面を国の機関の長等に交付しなければならない。

25 第七条の二第二項の規定による指定を受けた者は、第二十三項の規定による検査の引受けを行ったときは、当該検査の引受けを行った第十七項の工事が完了した日又は当該検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から七日以内に、第二十三項の検査をしなければならない。

26 第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、第二十三項の検査をした建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めたときは、国土交通省令で定めるところにより、国の機関の長等に対して検査済証を交付しなければならない。

27 第七条の二第二項の規定による指定を受けた者は、第二十三項の検査をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、完了検査報告書を作成し、同項の検査をした建築物及びその敷地に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

第十八条第十七項を同条第二十一項とし、同条第十六項中「当該工事を」を「第十七項の工事を」に、「第十九項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五項中「第二項」及び「第三項」の下に「又は第四項」を加え、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の二項を加える。

18 第六条の二第二項の規定による指定を受けた者は、第四項の確認済証又は第十六項の通知書の交付をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、審査報告書を作成し、当該確認済証又は当該通知書の交付に係る建築物の計画に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

19 特定行政庁は、前項の規定による審査報告書の提出を受けた場合において、第四項の確認済証の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、国の機関の長等及び当該確認済証を交付した第六条の二第二項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならない。

第十八条第十四項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16 第六条の二第二項の規定による指定を受けた者は、第四項の場合において、同項の通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたときは、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及びその理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。

第十八条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「建築主事等」の下に「又は第六条の二第一項の規定による指定を受けた者」を、「第三項」及び「第二項」の下に「又は第四項を加え、「第四項」を「第五項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「国の機関の長等は」を削り、「において」の下に「同項の規定による適合判定通知書又はその写しの建築主事等への提出は」を加え、「第十三項」を「第十四項」に、「前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事等に提出しなければならない」を「しなれば」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、「第三項」の下に「又は第四項」を、「建築主事等」の下に「又は第六条の二第二項の規定による指定を受けた者」を加え、同項ただし書中「第十四項」を「第十五項又は第十六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項本文中「第二項」を「前二項」に、「同項」を「第二項又は前項」に改め、「前項に規定する」を削り、「審査」の下に「(以下この項において「審査」という。)」を加え、同項ただし書中「特定構造計算基準」を「(を)に係る審査が、特定構造計算基準のうち」に、「のうち前項に規定する」を「であつて」に改め、「(に限る。)」を削り、「同項に規定する」を「のうち」に、「を」第六条の三第一項ただし書中「を」の審査である場合において、当該審査を構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として」に、「前項に規定する審査をする場合」を「する」と改め、第六条の二第二項の規定による指定を受けた者が当該要件を備える者である第七十七條の二十四第一項の確認検査員若しくは副確認検査員にさせるときに改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 国の機関の長等が第二項の規定による通知をしなければならない場合において、国の機関の長等が同項の計画を当該計画に係る工事に着手する前に第六条の二第二項の規定による指定を受けた者に通知したときは、当該者は、当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、建築基準関係規定に適合することを認めたときは、当該通知をした国の機関の長等に対して確認済証を交付しなければならない。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

(業務の委託)

第二十二條の十五 連合会は、前条の規定により行う連合会受託業務の全部又は一部を支払基金その他の内閣府令で定める者に委託することができる。

(区分経理)

第二十二條の十六 連合会は、連合会受託業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十二條の十七 内閣総理大臣は、連合会又は第二十二條の十五の規定による委託を受けた者(以下この項、第二十九條及び第三十條において「連合会業務受託者」という。)に対し、連合会受託業務(連合会業務受託者にあつては、当該委託を受けた連合会受託業務に限る。以下この項、第二十九條及び第三十條において同じ。)の適正かつ確実な実施を確保するために必要限度において、連合会受託業務の事務所その他必要な場所若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、連合会若しくは連合会業務受託者の事務所その他必要な場所に立ち入り、連合会受託業務に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十二條の九第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に質問若しくは検査をさせたときは、厚生労働大臣に、速やかにその結果を通知するものとする。

(協議)

第二十二條の十八 内閣総理大臣は、第二十二條の十五及び次条の内閣府令を定めようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(内閣府令への委任)

第二十二條の十九 この章に定めるもののほか、連合会受託業務に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

本則に次の一章を加える。

第七章 罰則

第二十九條 支払基金若しくは連合会の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者又は支払基金業務受託者若しくは連合会業務受託者(これらの者が法人である場合にあつては、その役員、次条において同じ)若しくはこれらの職員その他の支払基金受託業務若しくは連合会受託業務に従事する者若しくはこれらの者であつた者が、正当な理由がないのに、支払基金受託業務又は連合会受託業務に関し知り得た秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十條 第二十二條の九第一項又は第二十二條の十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした支払基金若しくは連合会の役員若しくは職員又は支払基金業務受託者若しくは連合会業務受託者若しくはこれらの職員その他の支払基金受託業務若しくは連合会受託業務に従事する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十一條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした支払基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十二條の八の規定に違反して支払基金受託業務に係る業務上の余裕金を運用したとき。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

法律(平成二十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「十年間」を「十五年間」に改め、「主幹保育教諭、指導保育教諭」を削り、同条第二項中「十年間」を「十五年間」に改める。

第二章 文部科学省関係

(教育職員免許法の一部改正)

第三條 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十七條の表第二欄中「栄養士法第二條第一項の規定により栄養士の免許を受けていること」の下に「又は同条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること」を加える。

附則第十八條中「十年」を「十五年」に改める。

別表第二の二第二欄中「及び栄養士法第二條第一項の規定により栄養士」を「かつ、栄養士法第二條第一項の規定により栄養士の免許を受けていること又は同条第三項の規定により管理栄養士」に改める。

(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正)

第四條 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第五條の二第二項中「設置年度又は」を「設置年度若しくは」に、「の前々年度から」を「前三年度内の各年度又は」に、「の翌々年度までの間」を「以後三年度内の各年度」に改め、同条第二項中「の前々年度から」を「前三年度内の各年度又は」に、「の翌々年度までの間」を「以後三年度内の各年度」に改める。

第五條の三「年」を「三年」に改める。

第三章 厚生労働省関係

(栄養士法の一部改正)

第五條 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第四項中「命じた」の下に「場合において、当該処分を受けた者が栄養士の免許を受けている」を加え「その」を「当該処分をした」に改め、処分を受けた者が受けている」を削る。

第五條の三「栄養士であつて」を削る。

第四章 農林水産省関係

(獣医師法の一部改正)

第六條 獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六條第一項の規定により当該届出を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を經由することを要しない。

第五章 国土交通省関係

(建築基準法の一部改正)

第七條 建築基準法(昭和十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第七條の三第六項中「第十八條第二十二項」を「第十八條第三十一項及び第三十五項に改める。

第七條の六第六項中「第十八條第二十四項」を「第十八條第三十八項」に改める。

第十八條第一項中「第二十五項」を「第四十一項」に改め、同条第三項中「及び第十四項」を「次項、第十五項、第十六項及び第十九項」に改め、同条第二十五項を同条第四十一項とし、同条第二十四項中「第十八項」を「第二十二項又は第二十六項」に改め、同条第二号中「建築主事」の下に「又は第七條の二第二項の規定による指定を受けた者」を加え、同条第三号中「第十六項」を「第二十項」に改め、「した日」の下に「第七條の二第二項の規定による指定を受けた者が第二十三項の規定による検査の引受けを行った場合にあつては、当該検査の引受けに係る工事が完了した日又は当該検査の引受けを行った日のいずれか遅い日」を加え、同項を同条第三十八項とし、同項の次に次の二項を加える。

39 第七條の二第二項の規定による指定を受けた者は、前項第二号の規定による認定をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、仮使用認定報告書を作成し、同号の規定による認定をした建築物に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

参考

(抜 粋)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年六月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第五十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章 内閣府関係 (第一条・第二条)

第二章 文部科学省関係 (第三条・第四条)

第三章 厚生労働省関係 (第五条)

第四章 農林水産省関係 (第六条)

第五章 国土交通省関係 (第七条―第九条)

附則

第一章 内閣府関係

(母子保健法の一部改正)

第一条 母子保健法 (昭和四十年法律第百四十一号) の一部を次のように改正する。

目次中「第八条の三」を「第八条の四」に、「第四章 雑則 (第二十三条―第二十八条)」を

〔第四
第五
第六
第七

章 社会保険診療報酬支払基金の業務 (第二十二條の二―第二十二條の十三)

章 国民健康保険団体連合会の業務 (第二十二條の十四―第二十二條の十九)

章 雑則 (第二十九條―第三十一條)

に改める。

第一章中第八条の三を第八条の四とし、第八条の二の次に次の一条を加える。

(支払基金及び連合会への事務の委託)

第八条の三 市町村は、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の健康診査 (次項において「健康

診査」という。)又は第十七条の二第一項に規定する産後ケア事業 (次項において「産後ケア事業」という。)の対象者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務の全部又は

一部を社会保険診療報酬支払基金法 (昭和二十三年法律第百十九号) による社会保険診療報酬

支払基金 (以下「支払基金」という。)及び国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号) 第

四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会 (以下「連合会」という。)に委託することが

できる。

2 市町村は、健康診査又は産後ケア事業の実施に関する事務を委託した者に対する当該事務の処

理に要する費用の支払に関する事務の全部又は一部を連合会に委託することができる。

3 市町村は、第一項の規定により事務を委託する場合は、他の市町村と共同して委託するものと

する。

第十七条の二第二項中「この条」の下に「及び第十九条の二第一項」を加える。

第十九条の二の見出し中「健康診査」を「健康診査等」に改め、同条第一項中「であつて、かつて当該市町村以外の市町村 (以下この項において「他の市町村」という。)に居住していた者」を削り、「保護者に対し」の下に「健康診査等」を、「健康診査又は」の下に「産後ケア事業をいう。以下この項において同じ。」又は「を」を加え、「当該他の市町村」を「他の市町村」に、「対する第十二条第一項又は第十三条第一項の健康診査」を一係る健康診査等」に改める。